

第2回

加古川市手話言語及び 障がい者コミュニケーション施策推進委員会

議事録

日時：平成29年11月29日（水）午後3時00分開会

場所：加古川市総合福祉会館 大ホール

1 開会

○事務局 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので第2回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を開催いたします。それでは杣山委員長よろしくお願ひいたします。

○杣山委員長 兵庫大学の杣山です。

施策推進委員会の委員長として進行を務めさせていただきます。

それでは、第2回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を開催いたします。本日は何かとご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。

まず、事務局から、本日の出席状況と配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 松井です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、本日の出席状況です。委員全10名にご出席いただいております。

また、本日の会議においても、手話通訳を東播手話通訳者協会様、要約筆記を加古川要約筆記たんぽぽ様に、それぞれご協力いただいております。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。委員の皆様には、事前に資料を送付しておりますが、お持ちでしょうか。

まず、最初に次第、委員名簿です。

次に、資料1としまして、平成29年度主要・新規事業についてです。

次に、資料2としまして、障がい者団体等からの意見聴取の結果についてです。

最後に、資料3としまして、障がい者コミュニケーション普及施策（案）一覧表についてです。

ここまでが、本日の会議資料です。皆様、すべてお揃いでしょうか。

次に、会議の進行について前回と同様にお願いがございます。

本日は、障がいをお持ちの方が多数参加されております。また、手話、要約筆記による通訳をお願いしております。つきましては、発言される場合は、挙手のうえ、マイクを使っただき、毎回お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、ゆっくりはっきりと発言してくださるようお願いいたします。以上です。

2 報告事項（第1回委員会関係）

○**杉山委員長** 杉山です。

それでは、次第にしたがって進めます。まず、報告事項についてです。

前回、平成29年度の主要・新規事業についての説明が事務局からありましたが、その中のウェルビーポイント制度及び音声図書サービスについて、委員の皆様からご質問をいただきました。本日、事務局でその制度の詳細についての資料を用意していただいておりますので説明をお願いしたいと思います。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

○**事務局**

【資料1を読み上げ】

○**杉山委員長** 杉山です。

ありがとうございました。

ウェルビーポイント制度及び音声図書サービスについて、今、事務局から説明をいただきました。

今の説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

(質問なし)

3 協議事項

○ 杉山委員長

それでは、次に次第の3協議事項に移ります。

前回の委員会後に、市内の各障がい者団体に対して意見聴取を行い、その結果について事務局で整理していただいていますので、その報告をお願いします。

それでは、事務局、よろしくをお願いします。

○ 事務局

【資料2を読み上げ】

○ 杉山委員長 杉山です。

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○ 澤田委員 澤田です。

手をつなぐ育成会の資料の内容に3点追加いただきたいことがあります。

まず、災害時などに使えるよう、知的障がい者のための意思疎通支援ツールとしてコミュニケーション支援ボードを用意してほしいです。持ち運べる手帳式のものもあるそうなので是非取り入れて

ほしいです。

次に、LLブックというスウェーデンで考案された、内容が分かりやすく読みやすい本があるのですが、それを学校の図書館等に導入してほしいということです。

最後ですが、私たちは知的障がい者の意思決定支援が一番大事だと考えています。教育現場など、本人の周囲の皆さんがそれを理解し、実践していただければと思います。以上です。

○事務局 福原です。

コミュニケーション支援ボードの作成については後ほど説明します資料3の中にも記載しておりますが、施策として進めたいと考えております。

LLブックや意思決定支援については、教育委員会との調整が必要になると思いますが、検討します。

○山本副委員長 山本です。

加古川の中央図書館において、10月からサピエを通じての点字・録音図書の貸し出しが実施されるようになりました。加古川市視覚障害者福祉協会としても会員等への周知を行っていきたいと考えていますが、視覚障害になったばかりで、点字があまり分からないという方に対して、市役所窓口等でサピエの紹介をしていただきたいと思います。

○事務局 福原です。

その点についても考えていきたいと思います。

○嘉田委員 嘉田です。

さきほど、ウェルビーポイント制度・音声図書サービスの説明をいただきましたが、他の主要・新規事業はないのでしょうか。市民に対する啓発活動等はどのようになっていますでしょうか。

○事務局 福原です。

その他の事業については第1回委員会における資料3に記載しております、その中で質問がでた2点を今回は挙げさせていただきました。

手話言語の啓発ということについては、手話言語及び障がい者コミュニケーション促進も含めて啓発するために、来年の2月にフォーラムを実施する予定です。

○荒木委員 荒木です。

資料2の中で、高校で手話劇の授業をやっており、小中学校でも同様にしてほしいという趣旨の文がありますが、意見聴取の際にそのような発言をしましたでしょうか。小中学校に手話劇の勉強をしてほしいというより、手話についての勉強をしてほしいという趣旨での発言だったと思います。

○杉山委員長 杉山です。

それでは次に、障がい者団体に対する意見聴取の結果から、今後の障がい者コミュニケーション普及施策案について事務局から提案がありますので、そちらについても説明させていただきます。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

○事務局

【資料3 No.1 を読み上げ】

○杣山委員長 杣山です。

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

○事務局

【資料3 No.2～7 を読み上げ】

○杣山委員長 杣山です。

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○山本委員 山本です。

視覚障がい者のサービスについてはこれまで以上に取り組みをお願いしたいと思います。

朗読については著作権の問題が大きいです。モロッコでマラケシュ条約が採択される等ありましたが、どのようなボランティアの方にも朗読してもらえるよう運動していきたいです。点訳についても、点訳を必要としている方は多く、兵庫県視覚障害者福祉協会が点字の普及に励んでいます。私たちとしても点字等の啓発・普及に取り組んでいきます。

○川添委員 川添です。

啓発研修について既に実施しているものがあれば、その実績を教えてくださいたいです。

また、市役所ではなく一般の事業者に対して、啓発研修の周知を何かされていれば教えてくださいたいです。もし、されていなければ周知をお願いしたいです。

No. 3～7の概要欄は、検討するという言葉で終わっていますが、検討するだけで終わってしまうことがないように、実施するところまでしてほしい。

○事務局 福原です。

まず1点目のご質問についてですが、手話に関する研修実績は平成27年度は23回、平成28年度は13回、条例施行後の平成29年度は28回を予定しておりまして、既に19回実施しています。市役所以外では加古川市青少年団体連絡協議会と野口民生児童委員協議会で1回ずつ行なっております。事業者への研修については具体的に進めておりませんので、今後考えていきたいと思っています。

○川添委員 川添です。

加古川市青少年団体連絡協議会と野口民生児童委員協議会に対する研修は周知啓発の結果、依頼があったのか、それとも団体側から自発的に依頼があったのかどちらでしょうか。

○事務局 福原です。

団体側の自発的な依頼です。

2点目のご質問についてですが、検討するという言葉の部分は

まだ、予算等の問題で実施しますと断言はできないのですが、事務局としては具体的なものを作り上げて実施していきたいと考えておりますので検討して終わるだけではないものと思っただければと思います。

○永井委員 永井です。

資料3 No.2 概要における筆談という言葉のを要約筆記と明記していただければ、より啓発になると思います。

○船越委員 船越です。

同様の箇所にも点訳も追加していただければと思います。

また、もう1点あるのですが、加古川の中央図書館にあるサピエですが、今現在はサピエのデータベースから各点字図書や録音図書のデータをダウンロードするという形になっています。それを、中央図書館が点字図書館の資格を持つことで、中央図書館で著作権に抵触することなく録音図書等の貸し出しができるようになりますが、そのためには特別な資格を持った人が必要になります。その資格の取得には時間と費用がかかりますが、現在加古川市内には資格所持者が何名かいます。

以前から、点字図書館としての資格を持ってもらうよう中央図書館にはお願いしていますが、現在まで進展しておりませんので、その点も検討をお願いしたいと思います。

○嘉田委員 嘉田です。

資料3のNo.3の中にスキルアップするための施策とありますが、良い例があります。

北播地域では行政でお金を出し合って奉仕員養成講座の次の段

階にあたるステップアップ講座を 15 回開催しています。このあたりも二市二町で実施するなど、通訳者が足りないという問題はどこも一緒なので検討してください。

○事務局

【資料 3 No. 8～10 を読み上げ】

○杣山委員長 杣山です。

ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○川添委員 川添です。

資料 3 の No.10 に関してですが、聞こえない方が市民病院に受診に行かれると、手話通訳を依頼することになりますが、その際の駐車場代が、受診した本人は無料ですが手話通訳者は有料ということになっています。駐車場代は派遣制度の中で通訳者に対して支払われることになりますが、診察を受けるのに手話通訳者が必ず必要であるにもかかわらず、手話通訳者の駐車場代が無料でないというのは手話通訳者が必須のものであると見なしていないのではないかと解釈に繋がるようにも思いますので、市民病院に対する理解・啓発を進めていただければと思います。

4 その他

○杣山委員長 杣山です。

杣山です。皆様ご意見ありがとうございました。

他にご意見、ご質問がなければ、次第 4 その他として、これまでの事項以外について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○澤田委員 澤田です。

委員の中に社会福祉協議会や教育現場の関係者がいませんが、委員会の中で度々その方々に関わる話が出ていると思います。委員の中に加えるべきだったのではないかとと思いますが、そういった方々を委員会に呼び意見を聞くことなどは可能でしょうか。

○杉山委員長 杉山です。

委員のメンバー構成については、条例制定時にも同様に社会福祉協議会など関係する方々をメンバーに加えてはどうかというご意見があったかと思います。そのときは、事務局より条例制定に関わったメンバーで話し合い、別の議論のテーブルに繋げるようにしてはどうかという提案があり、いろんな意見が雑多にでると收拾がつかないのではないかと考え、この委員会のメンバーには含めなかったというのが経緯だったと思います。

この委員会での話し合いをどう別のテーブルへ広げていくかについては、事務局で検討をお願いしたいと思います。

○永井委員 永井です。

差別解消法が施行され、要約筆記者という支援者の立場で何が変わったかという、要約筆記の依頼が増えましたが、周辺は何も変わっていません。

広報でイベント情報などが記載される時に、要約筆記がついていきますという文言が記載されることはありません。聴覚障がい者の方から広報で知ったイベント等について、行きたいので要約筆記をしてもらえないかと依頼されることがありますが、そのように後手に回るのではなく、広報に載せる段階で要約筆記がついていきますという言葉に記載できるようになってほしいです。

○嘉田委員 嘉田です。

資料2における加古川ろうあ協会に対する聴取内容には大事なことが書いてあると思います。障がい者は災害が起きたとき、情報が得られない、避難所に行けない等でたくさんの不安があると思います。市の災害対策を所管する部署に対して我々の要望を取り入れてもらうようにしたり、病院における看護師のマスクの件であったりと、各関係部署が責任を持って合理的配慮に取り組むことが必要だと思いますが、そのあたりはどのように指導されていますでしょうか。

○事務局 神戸です。

様々な団体からご意見をいただきましたが、この件については担当課に伝えています。我々として取り組んでほしいことなども伝えており、たとえば防災訓練で障がいのある方が参加できるように取り組みを進めるなどしています。起きた問題などを障がい者支援課内で留め置くのではなく、しっかりと関係部署に連絡を行うようにしています。

○杣山委員長 杣山です。

それでは、これで議長の役目を終えさせていただき、進行を事務局にお返しします。

○事務局 松井です。

本日は、大変充実したご意見等をありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を踏まえ、施策案の検討を進めていきたいと考えております。

第3回の委員会は、本日皆様にご提出いただきまして日程調整表

を基に、日程を後日連絡させていただきます。

それでは、これにて第2回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上